

板橋区における関係機関等

スクールカウンセラー（S C）

スクールソーシャルワーカー（S S W）

スクールロイヤー

特別支援教育や学習指導に関わる主な人材

民生委員・児童委員

子ども家庭総合支援センター（児童相談所）

東京法務少年支援センター

少年センター

保護司

板橋区要保護児童対策地域協議会

警察署 生活安全課少年係

板橋区子ども発達支援センター

心身障害児総合医療療育センター

板橋区教育支援センター

板橋フレンドセンター

東京都教育相談センター

フリースクール

まなぽーと（生涯学習センター）

i-youth【アイユース】中高生若者支援施設

学びiプレイス（中高生勉強支援事業）

板橋区コミュニティ・スクール

学校支援地域本部

地域若者サポートステーション（サポステ）

校内委員会

学校いじめ対策委員会

学校サポートチーム

家庭教育支援チーム

【概要】

（1）目的

- ①児童・生徒の不登校の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、児童虐待やヤングケアラー等の早期把握 等
- ②学校、医療機関、子ども家庭総合支援センター（児童相談所）等との連携

（2）職務内容

- ①児童・生徒へのカウンセリング
- ②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言や支援
- ③児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- ④校長が必要と認める会議等への参加
- ⑤学級安定を図るためのアセスメント等を踏まえたカウンセリング
- ⑥配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

【事例】

- ・教職員のカウンセリング能力向上のための校内研修の実施
- ・学級や学校における課題を把握するため、授業、学校行事に参加する、休み時間や給食の時間を児童・生徒と一緒に過ごす
- ・学校いじめ対策委員会に参加する 等

【詳細】

スクールカウンセラー活用ガイドライン【板橋区版】（令和7年4月）

スクールソーシャルワーカー（SSW）

【概要】

（1）目的

いじめ、不登校、問題行動等、健全育成上の課題に対応するため、教育分野だけでなく、福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークを構築して、問題を抱える児童・生徒に個別または包括的な支援を行う。

（2）職務内容

- ①問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

【配置】

1人のSSWが中学校2校とその学びのエリア内の小学校を担当

例) 板一中（火・木）→板二小、板六小、板七小
板五中（月・水）→板四小

【事例】

- ・問題行動の改善に保護者の協力が得られない場合、SSWが家庭訪問を行う。

【詳細】

学校配置に伴うスクールソーシャルワーカー活用ガイドライン（令和5年4月）

【概要】

(1) 目的

学校を取り巻く諸問題が複雑化・多様化する中、教員だけで対応することに限界がある事案が生じており、弁護士からの法的な助言に基づき、問題の未然防止・早期解決を図る。

(2) 業務内容

- ①少年事件・虐待案件などの困難事例に関する法的サポート
- ②学校内の生徒指導や校則等の適法性の確保
- ③いじめ発生時のいじめ防止対策推進法に沿った対応のサポート
- ④学校事故発生時の迅速な調査及び法的責任の有無に関する判断
- ⑤困難な保護者対応（執拗な要求、文書回答要求など）

(3) 相談方法

管理職が、地区担当弁護士に電話またはメール等で相談する。

※氏名、生年月日など、個人が特定されることがないよう注意する。

【事例】

- ・学校の対応について、保護者から文書での回答を求められたため、回答内容を担当弁護士に相談した。

特別支援教育や学習指導に関する主な人材①

| | |
|----------------|---|
| 教育相談アドバイザー | 就学及び転学の相談や手続きの対応 |
| 特別支援教育コーディネーター | 校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口 |
| 特別支援アドバイザー | 通常の学級の児童・生徒について、学校園からの相談に対する学級経営上の助言等 |
| 学校生活支援員 | 学校生活における児童・生徒の安全保持・生活支援及び生活介助 |
| 特別支援教室専門員 | 特別支援教室の円滑な運営に必要な連絡調整、行動観察等 |
| 特別支援教室巡回相談心理士 | 特別支援教室の対象児童・生徒が抱える困難さの把握、専門的指導の助言 |
| 学力向上専門員 | 児童・生徒の基礎学力の確実な定着、学級の安定化や個に応じた学習の推進を図る |
| ことば支援員 | 授業中の通訳、保護者との連絡・面談時の通訳 |

特別支援教育や学習指導に関する主な人材②

学力向上専門員

(1) 目的

児童・生徒の基礎学力の確実な定着、学級の安定化や個に応じた学習の推進を図ること

(2) 資格

教員免許状（養護教諭及び栄養教諭を除く）を取得していること

(3) 主な職務内容

- ①個別学習・グループ学習の指導
- ②学校独自のチームティーチング、少人数指導実施の支援
- ③放課後や休業期間中などの補習授業、生徒への支援
- ④学級担任の補助
- ⑤その他、教育委員会が特別に定める業務

学校生活支援員

(1) 目的

学校生活で困難や課題を抱える児童・生徒の身の回りの支援を行うこと

(2) 資格

- ・教員免許状を取得していること ほか

(3) 主な職務内容

- ①児童・生徒の安全保持に関すること
- ②児童・生徒の生活支援に関すること
- ③児童・生徒の生活介助に関すること
- ④上記に付随する事項

(4) 業務の例

- ・学校内の受入と見送り
- ・授業中の支援、教室移動の介助
- ・授業中や休み時間の安全確保・補助
- ・衣服の着脱介助、排せつ介助

民生委員・児童委員

【概要】

(1) 目的

地域の中で援助を必要とする方の様々な相談に応じ、区や関係機関へつなぐなど、悩みごとの解決に向けた支援をする。

(2) 職務等

- ・地域から推薦され、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。ボランティアとして活動している。
- ・民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、その中には子どもに関する問題を専門に対応する主任児童委員もいる。
- ・生活に困っているなどの相談に応じる。
- ・ひとりぐらしの高齢者の見守り活動をする。
- ・家庭や子どもの問題について、地域・家庭・学校・その他の関係機関と連携して活動する。

【詳細】

[民生委員・児童委員（板橋区HP）](#)

[民生委員・児童委員について（厚生労働省HP）](#)



地域をパトロール中
(提供:岡山県民生委員児童委員協議会)



子どもたちの登下校を見守る様子
(提供:葛飾区民生委員児童委員協議会)

子ども家庭総合支援センター（児童相談所）



板橋区子ども家庭総合支援センター

【概要】

（1）目的

区民や子ども・家族からの相談対応、関係機関との連携により、「地域の子育て」支援を推進する

（2）こども家庭センター機能（支援課） 子どもに関する相談に幅広く対応

- | | |
|---------------|----------------|
| ①子どもなんでも相談 | ②子ども家庭相談 |
| ③子育てサポート | ④支援対象児童見守り強化事業 |
| ⑤要保護児童対策地域協議会 | ⑥児童虐待防止対策 |

（3）児童相談所機能（援助課、保護課ほか） 児童虐待通告に係る対応等

- ①児童虐待通告等の調査・判定 ②一時保護 ③里親制度 ④法的対応

【事例】

- ・無断欠席が多く連絡が取れない児童について、管理職に相談の上、通告する。

関係機関における通告義務 【児童虐待の防止等に関する法律 第5条】

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

【詳細】

子ども家庭総合支援センター（児童相談所）HP

板橋区児童虐待防止対応ガイドライン（2024年8月）

【概要】

(1) 目的

- ①非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解などに関する知識・ノウハウを活用した非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する相談支援
- ②関係機関や保護者を対象とした講演・研修や生徒・児童を対象とした法教育

(2) 支援内容

- ①能力・性格の調査
- ②問題行動の分析や指導方法の提案
- ③こどもや保護者に対する心理相談
- ④事例検討会等への参加
- ⑤研修・講演
- ⑥法教育授業等
- ⑦地域の関係機関等が主催する協議会への参画
- ⑧成人に対する心理相談、問題行動の分析



【事例】

- ・保護者に対する心理相談
例) 「家のお金を勝手に持ち出す」 「親に暴力や暴言を吐くようになった」
- ・事例検討会（ケース会議）等への参加
- ・法教育授業等 例) 「薬物乱用防止指導」 「SNSとうまく付き合うには」など

東京法務少年支援センター（法務省HPより）

【詳細】

[東京法務少年支援センター（ねりま青少年心理相談室・サテライト相談室）HP](#)
[法務少年支援センター地域援助パンフレット（関係機関の方向け）\[PDF\]](#)

【概要】

(1) 目的

青少年に関する相談窓口の設置をはじめ、街頭での巡回活動による補導や指導、環境点検や広報啓発などにより、青少年の健全な保護と育成のための活動を行う

(2) 支援内容

- ①少年相談（面接相談、知能・性格検査など）
- ②犯罪等の被害に遭った少年の心のケア
- ③少年補導（非行少年等の街頭活動、家出少年の発見活動）
- ④少年の非行防止及び被害防止に向けた広報啓発活動

【事例】

- ・ 20歳未満の相談 例）「いじめにあってる」「友達関係に悩んでる」「親との関係に悩んでる」など
- ・ 保護者の相談 例）「家のお金を持ち出す」「理由もなく学校を休むようになった」「夜遊びや無断外泊を繰り返している」など

【詳細】

警視庁HP「少年センター」

巣鴨少年支援センター（警視庁HPより）



【概要】

(1) 職務等

地域のボランティアとして、保護観察所の保護観察官と連携しながら、非行や犯罪をした人の生活状況の見守り等の保護観察や刑務所・少年院に入っている人の帰住先など出所・出院後の生活環境の調整といった立ち直りに向けた支援を行う。また「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動を行う。

(2) 保護司会

地域のネットワークづくりや保護司研修、犯罪予防活動を行う。

(3) 更生保護サポートセンター

保護司が駐在しており、関係機関と連携して非行歴のある少年等の立ち直り支援や非行防止のための活動を行う。

(4) 更生保護女性会

子育て支援活動、更生保護施設へのサポート活動等を通して、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援するボランティア団体。

(5) BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)

問題を抱える少年と兄や姉のように身近に接しながら、少年が健全に成長できるように支援する成年ボランティア団体。

【詳細】

保護司と学校との連携パンフレット

【概要】

(1) 目的

福祉的な支援が必要な子どもを対象に、関係機関が子どもとその保護者に対する情報交換や支援内容の協議を行う。

(2) 構成

①代表者会議（年に2回実施）

医療、司法、警察、地域、子ども家庭総合支援センターの各所属長

②実務者会議（3か月に1回程度）

学校、保育所、幼稚園、医療機関、警察などの実務者

個別ケースの総合的把握、虐待防止対策の課題整理等を行う。

※アウトリーチ（訪問）型：年2回、子ども家庭総合支援センターの職員が学校等を訪問し、虐待や養育困難の兆候・リスクを見つける。

③個別ケース検討会議（随時実施）

要保護児童に直接関わりのある担当者や今後関わる可能性がある関係機関の担当者により構成

意見交換や情報共有、支援内容の検討や経過の確認、今後の不公正や役割分担について協議する。

【詳細】

[板橋区要保護児童対策地域協議会（板橋区HP）](#)

【概要】

(1) 目的

少年の非行防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動を行う

(2) 業務内容

- ①非行少年・要保護少年の早期発見、早期対応
- ②非行少年の対応
- ③少年の立直り支援
- ④少年の保護
- ⑤規範意識の醸成

【事例】

- ・街頭補導による不良行為少年、要保護少年の早期発見、指導・助言
- ・少年、保護者の相談対応
　例) 「悪い友達の影響を受けたくない」「福祉犯罪の被害にあっている」等
- ・スクールサポーターによる非行防止教室
- ・ヤング・テレホン・コーナーによる24時間相談対応（学校関係者も相談可）

【詳細】

[警視庁HP「少年育成について」](#)
[ヤング・テレホン・コーナー](#)



志村警察署



板橋警察署



高島平警察署

板橋区子ども発達支援センター

【概要】

(1) 目的

発達に気がかりのある子どもや医療的ケア児、その家族、関係機関からの相談・支援を行う機関

(2) 相談・支援内容

- ①専門相談：発達に気がかりのある子どもについて、専門スタッフによる相談、アドバイス、専門機関の紹介を行う。
- ②各種教室：「子育てのコツ教室」「ことばを育てる関わり方の教室」「運動や手先の不器用さ、道具の使い方の教室」「気持ちの切り替えが難しいお子さんの対応」

(3) 相談スタッフ

公認心理士、言語聴覚士、作業療法士、ソーシャルワーカー

(4) 対象

板橋区在住の乳幼児から概ね15歳までの子どもとその家族など

(5) 場所

板橋区小茂根1-1-7 日本肢体不自由児協会2階

【詳細】

[板橋区子ども発達支援センター（板橋区HP）](#) [案内パンフレット](#)
[子どもの発達支援ガイドブック](#) [～切れ目のない支援のために～](#)



【概要】

(1) 目的

教員の授業改善を目的とする「研究・研修」機能、児童・生徒・保護者・教員などからの教育に関する「相談」機能を充実させる。また、学校が必要とする支援について相談に応じ、支援人材と学校とをつなぐ教育支援人材コーディネート事業や、教育におけるICT化の推進を担う。

(2) 相談事業

- ①教育相談：いじめ、不登校などへの対応などについての相談
- ②特別支援教育相談：特別支援学校、学級、教室等についての就学、入室等相談
- ③心理・言語専門相談（教育支援センター・成増教育相談室）
- ④いじめ110番：小中学校で発生するいじめ問題に対応する相談窓口
- ⑤いじめメール相談：小中学校で発生するいじめ問題に対応する相談窓口
- ⑥板橋フレンドセンター：さまざまな理由で学校に行くことができないでいる児童・生徒が、探究的な活動や体験活動、創作活動、他者との交流等を行う。令和7年度より、メタバース空間の居場所を設置。
- ⑦大学内居場所事業（東京家政大学、淑徳大学）：不登校・不登校傾向の児童・生徒が、大学生と一緒に勉強したり体験学習をしたりできる。

【詳細】

[教育支援センターのご案内（板橋区HP）](#)

心身障害児総合医療療育センター

【概要】

(1) 目的

- ・心身に障害をもった子供たちのための総合的な医療療育相談機関
- ・整肢療護園・むらさき愛育園、外来療育部門、研修部門がおかれている

(2) 外来療育部門

- ・広く各地の保健所・医療機関とも提携し、各種障害の早期からの診断・治療や療育指導を行う。

(3) 小児精神科

- ・言葉の発達に遅れがある、指示が入らない、おちつきがない、課題がやり遂げられない、不器用、場の状況が読めない、共感性に乏しい、こだわりが強いなどといった精神発達上の問題をもつ子どもたちを診察する。原則として、発達障害をもつ15歳までの子供がを対象。診療は予約制。
- ・注意欠如・多動症や自閉症スペクトラム（広汎性発達障害）、限局性学習症（学習障害）等の発達障害
- ・運動発達の遅れを伴わない知的発達の遅れ
- ・吃音やことばの遅れ

【詳細】

心身障害児総合医療療育センターHP

所在地：東京都板橋区小茂根1-1-10



心身障害児総合医療療育センターHPより

【概要】

(1) 目的

さまざまな理由で学校に行くことができないでいる児童・生徒が、探究的な活動や体験活動、創作活動、他者との交流などを通じて、自己実現を図る。

(2) 活動内容

- ・不登校で悩んでいる子どもと家族のための通級に関する相談（電話・来所）
- ・持参した教材やクロームブック、フレンドセンターの教材などを使った活動
- ・自分が深めたい探究的な活動、創作活動、読書など
- ・進路学習（希望する9年生を中心とし課題作文の指導、面接指導など）
- ・スポーツタイム（校庭や体育館、プレイルームなどを使った体を動かす活動）
- ・フレンドトレーニング（希望者を対象とした認知トレーニング(コグトレ) や、数遊び(ナンプレ)などを使用した、認知機能強化トレーニング）
- ・プログラミングロボット教室（自動車型のロボットを遠隔で操作）
- ・ふれあいタイム（原則として全員参加によるゲーム、創作活動）
- ・チャレンジタイム（プレイルームで自由に過ごす。ゲーム、卓球、簡単なスポーツ、絵を描く、おしゃべりなど）



板橋フレンドセンター



スタディルーム



プレイルーム

【概要】

(3) 対象

- ・区立学校に在籍または区内に在住の小学生（4年生以上）と中学生
- ・小学生は、原則として保護者などの送迎が必要

(4) 学校との連携

- ・通級した日数は、在籍校の出席日数に加算することができる。
- ・1ヶ月の通級状況、活動内容を記録した指導記録を在籍校に毎月送付し、情報交換を行う。

(5) 訪問活動

- ・学校訪問：アドバイザーが児童生徒の在籍校を訪問し、情報交換をする。

【通級の手順】

- ①電話相談：不登校やフレンドセンター見学、通級に関する相談
- ②面談・見学：電話予約のうえ、保護者と児童・生徒で来所
- ③通級開始：「板橋フレンドセンター通級届」を在籍校に提出
通級は通級届を提出後、年度末まで

【詳細】

板橋フレンドセンター

成増フレンド（板橋フレンドセンター分室）

【概要】

(1) 目的

都立の教育相談機関として、「都民からの相談」と「学校等への支援」を中心とした事業を行う。

(2) 相談事業

①都民からの相談

- ・電話相談
- ・来所相談
- ・メール相談
- ・SNS等相談
- ・青少年リストアートプレイス
- ・思春期サポートプレイス

②学校への支援

- ・教職員等からの児童・生徒理解に関する相談
- ・要請訪問
- ・学校等への緊急支援
- ・心のケア支援・専門家アドバイザリースタッフの派遣

【事例】

- ・進路選択を控えた不登校生徒の保護者が、「青少年リストアートプレイス」に相談する。
- ・外国人児童・生徒や保護者が、進路・教育相談をする。(一部言語の通訳が可能)

【詳細】

[東京都教育相談センターHP](#)



東京都教育相談センターHPより

フリースクール

【概要】

一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

【出席扱い】

以下の点を満たしている場合は出席扱いとする。

- ①学習状況を学校長が把握し、その内容が、学習指導要領（下学年対応含む）に準じており、且つ児童・生徒の能力や状況に応じた学習内容になっていることが認められる。
- ②当該児童・生徒の在籍校教員が、当該施設を年1回以上訪問して学習状況等を確認するとともに、少なくとも月1回以上は保護者や当該施設との情報共有を行う。
- ③在籍校の教員やスクールカウンセラー（SC）による対面支援、教育支援センター教育相談員によるカウンセリング、スクールソーシャルワーカー（SSW）の訪問による対面支援を学期に1回以上受けている。

【出席扱い決定までの流れ】

- ①学校が保護者及び児童・生徒と面談し、不登校対応ガイドライン（板橋区教育委員会事務局指導室）に示された出席扱いについて説明する。
- ②学校長が事前に学習内容を確認する。
- ③保護者及び児童・生徒が学習の実施記録（日付、学習時間、内容等）を残す。
- ④担任（又は学年担当教員）は、保護者及び児童・生徒による持参及び郵送、家庭訪問を通じて、学習状況の確認を行う。
- ⑤学校長は、担任（又は学年担当教員）からの学習状況の報告を受け、出席扱いとするか否かを決定し、保護者や関係機関に伝える。

【詳細】

不登校対応ガイドライン（板橋区教育委員会事務局指導室、令和5年4月）

まなぽーと（生涯学習センター）

【概要】

（1）目的

区民の学習活動、交流の拠点

（2）内容

- ・文化、スポーツ・レクリエーション、ボランティアなど
- ・講座、サロン、フォーラム、発表会などの学習の成果を広く共有する事業

【詳細】

まなぽーと大原（大原生涯学習センター）

まなぽーと成増（成増生涯学習センター）



まなぽーと大原（大原生涯学習センター）
都営三田線「本蓮沼」駅より徒歩5分



まなぽーと成増（成増生涯学習センター）
東武東上線「成増」駅より徒歩7分

【概要】

(1) 目的

若者がひとりでも気軽に立ち寄れ、仲間とダンスや演劇の練習などができるスタジオや静かに自主学習ができる部屋などを備えた若者の居場所

(2) 対象

中学生から39歳までの区民

(3) 施設

- ・スタジオ（ダンス・卓球）
- ・オープンスペース（グランドピアノ）
- ・交流ラウンジ（自習など）

(4) 開館時間

【平日】午後1時から午後9時 【土曜】午前9時から午後9時

【日曜・祝日】午前9時から午後5時 【三季休業日】午前9時から午後9時

※中学生は午後7時まで利用できる。

(5) 利用方法

- ・利用登録：中高生・若者支援スペース個人利用届票を受付で記入
- ・i-youthメンバーズカードを来館時に提示し、利用届番号と入館時間を記入

【詳細】

i-youth大原（大原生涯学習センター内）

i-youth成増（成増生涯学習センター内）

学び i プレイス（中高生勉強会事業）

【概要】

（1）目的

中学生・高校生を対象とした勉強会（大学生などのボランティアによる学習支援、相談）

（2）対象

区内在住・在学の中学生・高校生（相当年齢の方も含む）

（3）実施日時・会場

| 曜日 | 時間 | 会場 | 所在地 |
|----|------------------|---------------------|--------------|
| 火 | 午後6時00分から午後8時00分 | まなぽーと大原 2階「講義室1」 | 板橋区大原町5-18 |
| 水 | 午後5時00分から午後7時00分 | 高島平図書館 3階「視聴覚室」 | 板橋区高島平3-13-1 |
| 水 | 午後6時00分から午後8時00分 | 教育支援センター 区役所南館6階 | 板橋区板橋2-66-1 |
| 木 | 午後5時00分から午後7時00分 | 中央図書館 2階「多目的ルーム」 | 板橋区常盤台4-3-1 |
| 金 | 午後6時00分から午後8時00分 | まなぽーと成増 2階「学習室1」 | 板橋区成増1-12-4 |
| 土 | 午後2時00分から午後4時00分 | グリーンカレッジホール 3階「教室3」 | 板橋区志村3-32-6 |

【詳細】

中高生勉強会事業「学び i プレイス」のご案内

【概要】

(1) 目的

学校運営に保護者や地域の方が参画する「コミュニティ・スクール委員会」と教育活動について保護者や地域の方の支援を得る「学校支援地域本部」を両輪・協働の関係で運営するしくみ。このしくみを活用し、学校・保護者・地域が一体となって様々な取組を行うことにより、先生が子どもたちと向き合う時間の確保や地域人材を活用した教育活動の充実を図り、子どもたちの豊かな学びの実現につなげていく。

(2) 構成（コミュニティ・スクール委員会）

校長・副校長、保護者、地域住民、地域コーディネーター、学識経験者、地域人材・地域団体（青健・青少年委員・寺子屋関係者・スクールガードなど）、関係行政・教育機関職員 など

(3) 主な役割

- ・学校が抱える困りごとについて、具体的な解決策等を熟議する。
- ・学校のビジョンについて、協議・承認する。
- ・学校支援活動について協議・報告する。

【詳細】

[板橋区コミュニティ・スクールとは（板橋区HP）](#)

【概要】

(1) 目的

家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とし、学校が必要とする活動について、地域のボランティアの方々が参加することにより、学校を支援するしくみ。

(2) 構成

- ・地域コーディネーター：学校とボランティア間の連絡調整役
- ・学校支援ボランティア：実際に学校支援活動を行う

【事例】

- ・学生ボランティアによる夏季学習教室の学習支援
- ・スポーツテスト支援、登下校の見守りボランティア
- ・国際理解教育でゲストティーチャーを務める
- ・面接対策講座で講師を務める

【詳細】

学校支援地域本部事業（板橋区HP）

子どもの学びを支援する「板橋区学校支援地域本部事業」地域の力を学校へ

小学校の主な取組

子どもの学びを支援する「板橋区学校支援地域本部事業」地域の力を学校へ

中学校の主な取組

板橋区コミュニティ・スクール（iCS）のイメージ

キーワード
地域とともにある学校



地域若者サポートステーション（サポステ）

【概要】

（1）目的

働くことに悩みを抱える15歳から49歳までを対象に、就労に向けた支援を行う。厚生労働省の委託を受けた民間団体が運営。

（2）利用方法

①予約（電話またはメール）

②相談・面談

③各種支援

- ・コミュニケーション講座

- ・ジョブトレ（就業体験）

- ・ビジネスマナー講座

- ・就活セミナー（面接・履歴書指導等）

- ・集中訓練プログラム（合宿形式を含む生活面等のサポート、職場実習等）

- ・アウトリーチ支援（高校や自宅等へ訪問）

- ・パソコン講座

- ・WORK FIT（就労支援プログラム）

④就職

⑤定着・ステップアップ支援

【詳細】

地域若者サポートステーション（厚生労働省HP）

サポステ（地域若者サポートステーション）

いたばし若者サポートステーション

【概要】

(1) 目的

特別な教育的ニーズがある児童・生徒に気付き、学校全体で支援していくためのしくみ

(2) 構成

管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、指導教諭、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童・生徒の学級担任、学年主任等

(3) 主な役割

- ・児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- ・支援内容の検討（個別の教育支援計画等の作成及び合理的配慮の提供を含む）
- ・支援内容の評価
 - ・専門家チームとの連携
- ・校内研修計画の企画・立案
 - ・早期発見のためのしくみ作り
- ・具体的な支援内容を検討するためのケース会議の開催
- ・その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割

【事例】

- ・年度末に、支援策を次年度以降も引き継ぐか、新たな支援策が必要か検討する。

【詳細】

板橋区特別支援教育推進指針（令和6年3月）

特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引（東京都教育委員会 令和2年）

【概要】

(1) 目的

学校のいじめ防止対策において中核的な役割を担う

(2) 構成

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの専門家及び外部機関の専門家等、校長が実情に応じて定める。

(3) 主な役割

- ・年間計画の作成と実施
- ・定例会議の開催と情報の収集・共有
- ・いじめの認知や対応方針の協議、学級担任等への助言
- ・記録の保管と引継ぎ
- ・学校サポートチーム会議の実施
- ・学校評価の実施や「学校いじめ防止基本方針」の改訂 等

【事例】

- ・校内研修を実施し、教職員が「いじめ重大事態」対応について理解を深めた。
- ・いじめの認知後、聴き取りやアンケートの実施、対象生徒への支援について教職員が役割を分担し、組織的に対応した。

【詳細】

- 板橋区いじめ防止対策基本方針 [いじめの防止等の対策（東京都教育委員会HP）](#)
[いじめの問題に対する施策（文部科学省HP）](#)

学校サポートチーム

【概要】

(1) 目的

児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織。都内全ての公立学校に設置されている。

(2) 構成

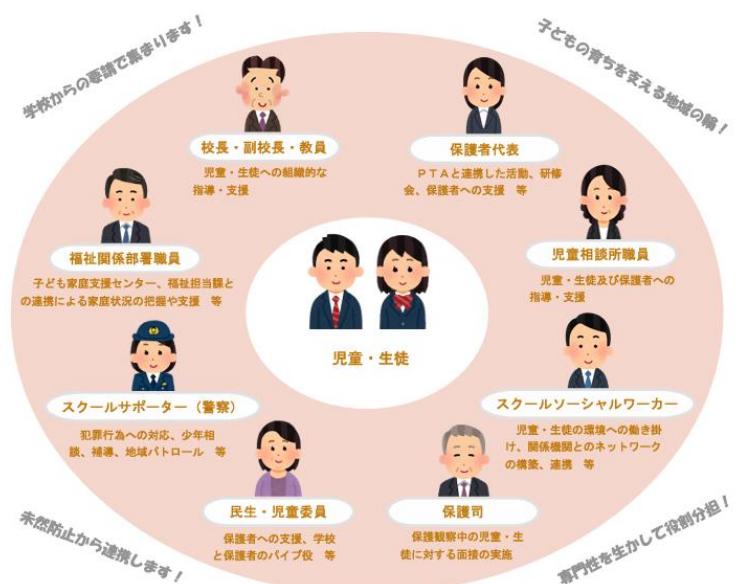
管理職、教員、保護者代表、児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー、保護司、民生委員・児童委員、スクールサポーター（警察）、福祉関係部署職員

【事例】

- ・問題行動を繰り返し、保護者との連絡がつきにくい生徒について、主任児童委員やスクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行って保護者との連携を図り、非行についてはスクールサポーターの助言を得たり、説諭を依頼したりする。

【詳細】

学校サポートチームによる健全育成の推進について（東京都教育委員会HP）



日常からの情報連携が、いざというときの行動連携につながります。

リーフレット「学校サポートチームによる健全育成の推進について」より

【概要】

(1) 目的

身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりする。

(2) 構成

地域の実情に応じた、子育て関係者をはじめとする地域の多様な人材

例) 子育て経験者、教員OB、PTA関係者、地域の子育てサポートリーダー、
民生委員・児童委員、保健師、保育士、臨床心理士、コミュニティソーシャルワーカー、地域学校協働活動推進員など

(3) 主な活動

①保護者への学びの場の提供

- ・学習機会の提供や情報提供、相談対応

②地域の居場所づくり

- ・地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施
- ・情報提供や交流の場の提供、相談対応

③訪問型家庭教育支援

- ・家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応

【詳細】

[家庭と地域や学校をつなぐ家庭教育支援チーム（文部科学省HP）](#)